

「千葉県アーバンスポーツフェスタ運営業務委託」仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下、「発注者」という。）が発注する「千葉県アーバンスポーツフェスタ運営業務委託」（以下、「業務」という。）の主要事項を示すものである。この仕様書は業務の大要を示すものであるから、これに定めのない事項であっても発注者が必要と認め、指示する事項については、受託者はこれを行わなければならない。

2 業務委託名

千葉県アーバンスポーツフェスタ運営業務委託

3 事業目的

東京 2020 オリンピックやパリオリンピックで競技・種目として採用され、認知度や人気が高まっているアーバンスポーツについて、県内各地で、様々な競技を一度に体験できるアーバンスポーツフェスタを開催することで、競技者の裾野の拡大と、これまであまりスポーツに興味・関心のなかった県民へ、スポーツに触れる機会を提供し、健康増進の一助となることを目的とする。

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月24日（火）まで

5 委託業務の内容

(1) アーバンスポーツフェスタの開催

(ア) 実施するアーバンスポーツ

- ・ スケートボード、BMX、スポーツクライミング、ブレイキン、3 x 3の5種を基本とする。ただし、(エ)②に記載の初心者向け体験会が安全に実施可能であれば、上記以外でも差し支えない。

(イ) 開催時期・回数

- ・ 県内において、3～5種程度の競技が体験できるアーバンスポーツフェスタ（以下、フェスタという。）を計3回開催すること。なお、そのうち少なくとも1回の開催に際しては、5種以上の競技を組み合わせたフェスタとすること。
- ・ 開催時期及び回数として、秋（10～11月、遅くとも12月上旬）に2回、早春（2～3月）に1回開催すること。なお、秋開催分のうち1回は、県のスポーツ推進月間である10月に開催すること。

(例) 10月に5種以上の競技で1回、11月に3種で1回、3月に3種で1回

(ウ) 会場

- ・ 千葉県総合計画のゾーン設定を参考に、特定の地域に偏らないようにすること。
なお、詳細は委託者と協議の上、決定すること。

〈参考〉千葉県総合計画のゾーン設定（千葉県 HP）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/seisaku/sougou/ataratanakeikaku-text/chapter3-section3-chiiki.html>

- ・ 商業施設内のイベントスペース等、普段から多くの人の来場・参加・観覧が見込まれる会場であること。なお、会場使用料は委託料に含めること。
- ・ 屋内や半屋外等、天候に左右されない会場とすること。なお、集客に効果的だが屋外の会場である場合は、会場付近に屋内や半屋外等の会場を確保し規模を縮小して開催できるようにするなど、天候による延期防止対策を講じること。
なお、具体的な会場は、委託者と協議の上決定すること。

（例）TIPSTARDOME ドーム前広場（代替）千葉公園芝庭内「おおやね」

(エ) 開催内容

- ・ 競技の普及と魅力発信に資するよう、「プロアスリート等によるパフォーマンスの披露」及び「初心者向けの体験会」とすること。
- ・ 出演者・競技団体は、可能な限り千葉県を活動拠点とする、あるいは千葉県にゆかりのある選手や競技団体であること。
- ・ パフォーマンスの観覧及び体験会参加料は原則無料とすること。
- ・ 会場スペースや全体スケジュール等を勘案しながら、より多くの回数の実施や、より多くの参加者を獲得できるよう、工夫すること。

① プロアスリート等によるパフォーマンスの披露

- ・ 競技の魅力・迫力・技術の高さを来場者・参加者・観覧者に伝えるため、プロアスリートや日本代表選手等によるパフォーマンスの披露を実施すること。
- ・ 1日のイベントの中で、各競技2回以上のパフォーマンス披露を行うこと。
- ・ 各回10分以上実施すること。
- ・ パフォーマンスと併せ、競技説明や魅力の紹介、練習時のマナーの説明を行うこと。

【参考】アーバンスポーツのマナー啓発動画 「チーバくんと一緒にアーバンスポーツの魅力とマナーを知ろう！」（千葉県 HP）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shousupo/new-sports/urban/video.html>

② 初心者向けの体験会

- ・ 原則として①のパフォーマンス披露と連続する形で、各競技の初心者向けの体験会を2回以上開催すること。
- ・ 1回当たり30分程度を目途とすること。なお競技の特性や体験会の内容により、変更することも可とする。
- ・ 参加者に各競技を直接指導するインストラクターは、その競技に精通した選手や

講師資格を有する者などとし、体験会の安全な開催に十分な人数を確保すること。

- ・ 体験会の監督責任者を設置し、安全面に十分に配慮して開催すること。
- ・ 上記①及び②に係る一切の調整（出演者・団体との連絡調整、講師・指導者等の手配、体験会に要する用器具〔競技用具、音響等〕の手配、関係者との連絡調整等を含む）を行うこと。

（オ）フェスタの運営・進行管理等

- ① 運営体制の構築及び運営責任者の設置
- ② 運営マニュアル、シナリオ、タイムスケジュール等の作成
- ③ 司会・出演者・団体等との連絡調整
- ④ 必要備品、会場等の手配
 - ・ 必要な備品や電源、音響等のほか、会場その他資機材等の一切のものは受託者が手配・設営・撤去すること。
 - ・ 本業務の遂行上必要となる関係機関その他に対する諸手続きは、受託者が速やかに処理するものとし、これに要する費用は受託者の負担とする。
- ⑤ 救護体制の整備・安全面の管理
 - ・ 救護体制を構築するとともに、フェスタ当日に診療可能な病院等を確認すること。
 - ・ パフォーマンス披露及び体験会実施時の安全面の管理をすること。また、人通りの多い会場においては、パフォーマーや体験会参加者が一般の通行人と接触することのないよう管理すること。
 - ・ 体験会参加者を対象とする傷害保険等へ必ず加入すること。講師や出演者の保険加入は、会場及び出演者・競技団体と協議の上、適切に対応すること。
 - ・ 開催時期や会場によっては、熱中症等に十分注意し、適宜休憩テントや救急セット等の適切な備品、消耗品等を用意すること。

【実施に当たっての留意事項】

- ・ 参加者は当日会場での募集を基本とするが、競技の特性や準備の都合により、必要があれば事前申込制も可とする。事前申込みのための応募フォーム等は受託者が用意すること。また、事前申込みの場合は、県と協議の上、予め最少催行人数及び開催判断日時を設定し、県と開催を協議すること。
- ・ 屋外で体験会を実施する場合、開催を判断する日時を予め設定し、天候や会場の状況を体験会講師や会場施設責任者等と確認の上、県と開催を協議すること。
- ・ 事前申込み制で最少催行人数に満たない場合や、天候及び会場等の理由により安全な実施が不可能と判断される場合は、パフォーマンス披露及び体験会を中止し、改めて別の日程にて開催すること。
- ・ なお、延期後の日程でも同様の理由で開催できなかった場合、中止に伴って発生した経費（講師や施設のキャンセルに伴い発生する費用等）の扱いは、県と受託者

で協議の上、決定するものとする。

(2) アーバンスポーツフェスタの周知・広報

- ・ フェスタ開催の周知のため、チラシ等の広報物を作成すること。デザイン等については、県と協議の上、決定すること。
- ・ フェスタの開催について、会場自治体及びその周辺地域へ広く周知すること。
- ・ 出演者・競技団体の有するSNSを活用する等、幅広い年代に訴求するよう、広報を行うこと。

(3) 参加者アンケートの実施・集計

- ・ 体験会参加者に対し、アンケートを実施すること。なお、設問項目については、事前に県に協議の上、決定すること。
- ・ 各回のフェスタ終了後、参加者アンケート（スキャンデータ）及び参加者アンケートの集計結果を県に提出すること。
- ・ 当日の記録及び今後の広報に活用するため、フェスタ当日の様子が分かる写真を撮影し、上記集計結果等とともに県へ提出すること。

(4) 独自提案

- ・ 上記（1）～（3）の業務と合わせて実施することにより、フェスタの魅力を一層高めるような独自提案があれば実施すること。なお、独自提案に係る費用は、委託料に含めること。

6 成果品の提出等

(1) 成果品

- ・ 受託者は、下記①～④の成果品を作成の上、紙媒体各1部及び電子データを委託者へ提出すること。
 - ① 業務実施報告書及び業務完了報告書
 - ② 参加者アンケート（スキャンデータ）及び集計データ
 - ③ フェスタ当日の写真（電子データ）
 - ④ 広報物の完成品及びその電子データ

(2) 提出場所

千葉県環境生活部スポーツ・文化局生涯スポーツ振興課
（千葉市中央区市場町1-1 本庁舎18階）

(3) 提出期限

- ①：業務完了報告書…令和8年3月24日（火）午後5時
業務実施報告書…フェスタ終了後の翌日から20日以内に発注者へ提出。
- ②～④：県が別途定める。

7 著作権の取扱い

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本業務の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利及びその他の知的財産権は、全て県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 成果品について、受託者その他第三者が著作者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、県及び県の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。
- (3) 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (4) 県は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (5) 受託者は、県の了解のもとに成果品を使用することができる。
- (6) 本業務の遂行にあたり受託者が独自に作成した著作物についても成果品として県に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、(1)～(5)の規定を準用する。

8 業務に当たっての留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、県と協議又は打合せを綿密に行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。
- (2) 業務の実施に際しては、変更が生じる可能性があるが、その場合も柔軟に対応するものとし、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。
- (3) 業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部を再委託する場合は、県に再委託の申請をすることとし、高い効果が見込めると判断した場合は認めるものとする。
- (4) 県が求める資料を作成の上、紙及びデータで提出すること。作成部数、データ形式等に関しては、県の指示に従うこと。
- (5) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。
- (7) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。